

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神戸日の出会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長等の報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が、理事会、評議員会、監事監査及び監査立会いする場合や、またその他法人行事に出席する場合、別表2に定める日当及び別途交通費を支給する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、理事長、専務理事は、理事会等その他法人行事の出席について、日当は支給しないものとする。但し、交通機関利用等の実費は除く。また法人・施設業務のための出勤については、職員給与別紙手当支給表に準ずるものとする。
- (4) 名誉理事長は、名誉職である事から、無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 理事長、専務理事に対する月額報酬は、毎月末日に支払うものとする。但し、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2. 役員等に対する日当は、理事会等に出席した都度、支給する。その他、法人・施設業務のための出勤については前項同様の支払い方法とする。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(月額報酬等の日割り計算)

第4条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 月の途中で理事長、専務理事の変更があった場合は、月額報酬を日割り計算し支給する。（月額報酬×当該月の日数÷在職日数）

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年5月28日の定時評議員会の終結時より施行する。これに伴い、従前の「役員報酬規程」及び「法人役員日当旅費規程」は廃止する。

附則

|             |      |
|-------------|------|
| 平成29年 4月 1日 | 施行   |
| 平成30年10月 7日 | 一部改正 |
| 令和 1年10月 2日 | 一部改正 |
| 令和 1年11月 2日 | 一部改正 |
| 令和 2年 4月 1日 | 一部改正 |

別表 1 (理事長等の報酬)

| 役職名  | 報酬の額        |
|------|-------------|
| 理事長  | 月額 250,000円 |
| 専務理事 | 月額 120,000円 |

別表 2

| 役職名           |                    |          | 日額報酬    |
|---------------|--------------------|----------|---------|
| 理事・監事・<br>評議員 | 理事会・評議員会           |          | 20,000円 |
|               | 監事監査及び監査立会い        |          | 20,000円 |
|               | 上記の他、法人・施設業務のための出勤 |          | 10,000円 |
| 交通費           | 自家用車等              | 往復20km未満 | 500円    |
|               |                    | 往復20km以上 | 1,000円  |
|               | 公共交通機関             | 実 費      |         |

| 役職名    | 報酬の合計上限額      |
|--------|---------------|
| 理事長・理事 | 年額 6,500,000円 |
| 監事     | 年額 500,000円   |